

「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」に基づく
推進計画の策定支援業務委託 選定基準

1 基本的事項

本件選定は、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」に基づく推進計画の策定支援業務委託事業者選定委員会が行う。

一次審査（書面審査）及び二次審査（対面審査）を実施する。審査にあたっては、「内容評価」及び「価格評価」を行い、以下の観点に基づいて評価ポイントを設定し、ポイント総計の高い順に決定する。

2 評価基準

評価項目		評価の観点
内容評価 (事業企画・提案)	1 性の平等と多様性を尊重する社会づくりを取り巻く状況分析 2 事業計画 (1)情報収集・調査結果の分析および課題整理 (2)第3次計画の原稿作成 (3)会議等の運営支援業務 (4)計画冊子及び概要版の制作 (5)パブリックコメントの実施支援 (6)知見を活かした工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・課題認識や方向性は適切か <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の充足性 ・提案の具体性 ・提案の実現可能性 ・会議等の運営支援業務の明確性 ・その他独自の工夫があるか
内容評価 (業務実績・実施体制)	3 実施体制等について (1)業務体制及び管理・監督体制 (2)配置予定人員・区との打合せ方法	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書を確実に実施できるか ・責任者の資格、経験年数は適当か ・担当者の数、資格、経験年数は適当か ・区と迅速かつ適切に連絡・対応がとれるか
	4 危機管理対応 発災時、事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時、事故発生時の対応の明確性 ・対応方法が適切であるか
価格評価点	5 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体での実績の有無 ・経営の安定性
		<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を実施するために相当な価格設定がされているか

3 その他

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽または、不正があった場合
- (3) 提出書類の提出期日を経過してから、提出書類が出された場合
- (4) 提出書類の提出後に内容を大幅に変更した場合
- (5) その他不正行為があった場合

以上